

京都市立芸術大学日本伝統音楽研究センター教員選考規程

(平成24年4月1日理事長決定)

(趣旨)

第1条 この規程は、京都市立芸術大学（以下「本学」という。）学則第47条及び本学教員選考基準に基づいて本学日本伝統音楽研究センター（以下「センター」という。）の教授会（以下「教授会」という。）が行う教員の選考に関し、必要な事項を定める。

(人事選考委員会)

第2条 教授会は、教員を採用する必要があるときは、人事選考委員会（以下「委員会」という。）を設ける。

2 委員会は、教授会における採用候補者に関する選考が終了し次第、解散する。

(採用条件)

第3条 教授会は採用すべき教員の職格、身分（任期制の採否）、業績、経歴、年齢、その他必要な事項（以下「採用条件」という。）について、委員会に審議を付託し、委員会の審議結果に基づき決定する。

(採用候補者の募集)

第4条 教授会は採用条件に基づいて候補者の募集を行う。

2 募集の方法は、推薦又は公募とする。

3 募集の方法及び期間は、委員会の審議結果に基づいて、教授会が定める。

(調査)

第5条 教授会は、採用候補者について、本学教員選考基準及び採用条件に基づいて、センター教員としての適性等に関する詳細な調査を委員会に付託する。

2 委員会は選考の判断資料となり得る調査結果を教授会に報告しなければならない。

(投票)

第6条 教員の採用を決定するには、構成員の3分の2以上が出席する教授会において、無記名投票を行い、投票総数の5分の3以上の同意を得なければならない。

2 前項の投票は、採用すべき教員1人ごとに行う。

3 投票方法は、候補者が2名以上のときは単記投票とし、1名のときは可否投票とする。

4 3名以上の候補者についての投票で、得票数がいずれも投票総数の5分の3に満たないときは、上位2名について更に投票を行う。

5 2名の候補者についての投票で、得票数がいずれも投票総数の5分の3に満たないと

きは、得票数が投票総数の2分の1以上の者について、投票日から15日以内に可否投票を行う。

6 2名の候補者それぞれの得票数が同数であるときは、投票日から15日以内に当該候補者について再投票を行う。

7 1名の候補者についての投票で、得票数が投票総数の2分の1以上で、かつ、5分の3に満たないときは、投票日から15日以内に当該候補者について再投票を行う。

(再選考)

第7条 前条の投票の結果、採用を決定することができなかったときは、第2条から前条までの規定により、改めて選考を行う。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。